

○パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理運用要領

昭和62年4月1日

埼例規第25号・交規

警察本部長

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理運用要領の制定について（例規通達）

一部改正〔平成20年第43号〕

みだしの要領を別添のとおり制定し、昭和62年4月1日から実施することとしたから、誤りがないようにされたい。

なお、パーキング・メーター運用要領の制定について（昭和48年埼例規第34号交規・交指）は、廃止する。

別添

パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理運用要領

一部改正〔平成20年第43号〕

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第49条第1項のパーキング・メーター（パーキング・メーターに付帯する設備を含む。）及びパーキング・チケット発給設備（パーキング・チケット発給設備に備える表示その他付帯する設備を含む。）（以下これらを「パーキング・メーター等」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年第722号、20年第43号〕

第2 管轄署長の任務

管轄区域内にパーキング・メーター等が設置されている警察署の署長（以下「管轄署長」という。）の任務は、次のとおりとする。

1 故障発見時の措置

パーキング・メーター等の故障を発見したときは、交通部交通指導課長（以下「交通規制課長」という。）に連絡すること。この場合において、法第49条第3項に規定する事務の委託をしているときは、当該事務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）の職員であって、パーキング・メーター等の管理業務に従事するもの（以下「管理員」という。）に通報すること。

2 道路使用許可申請等受理時の措置

- (1) 警備実施、各種行事、道路工事等による道路使用許可申請を受理し、これを許可しようとする場合で、パーキング・メーター等の運用に支障を及ぼすと認めるときは、パーキング・メーター等休止申請書（様式1）により交通規制課長を経て報告すること。
- (2) 道路使用のため、パーキング・メーター等に関する道路標識及び道路表示（駐車方法標示線、路側標示線等）を一時撤去し、又は汚損し、若しくは消去することとなった場合は、道路管理者又は工事責任者に対し、必ず原状回復の措置をとらせること。

3 車庫、建築物等の新設により障害となる場合の措置

時間制限駐車区間及びパーキング・メーター等の設置位置が車庫、家屋等の新設により障害となると認めた場合は、パーキング・メーター等休止申請書により交通規制課長を経

て報告すること。

4 特別点検の実施

風水害、雷害等の発生直後、その他パーキング・メーター等の良好な維持管理を図るため必要があると認められるときは、損傷の有無、障害物の有無等の外観状況の点検を行うこと。

5 設置状況の検討

パーキング・メーター等が交通の実態に適合し、その機能を効果的に発揮しているかどうか、設置場所の変更又は廃止の必要性を検討し、毎年度パーキング・メーター等設置状況検討表（様式2）により、翌年度4月末日までに交通規制課長を経て報告すること。

6 留意事項

- (1) パーキング・メーター等の適正な運用を図るため、街頭活動を通じて、破損、いたずら等の防止に留意すること。
- (2) パーキング・メーター等の設置の趣旨、利用方法等について、積極的な広報及び指導を行うこと。
- (3) 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）第2条の2の表(7)に規定する車両の運転者等に対しては、真にやむを得ない場合を除き、時間制限駐車区間の駐車を差し控えるよう指導すること。

一部改正〔平成12年第48号、20年第43号・第922号〕

第3 交通規制課長の任務

交通規制課長の任務は、次のとおりとする。

1 機能保持のための措置

パーキング・メーター等の機能を保持するため、保守業者と保守契約を締結し、別に定める保守要領に基づき、パーキング・メーター等の機能全般について、その劣化部分の補修及び機器の点検、調整、整備等を行わせること。

2 連絡、報告等に対する措置

- (1) 第2の1に規定する連絡を受理した場合は、必要な措置を講じること。
- (2) 第2の2(1)、第2の3及び第2の5に規定する報告を受理し、又は調査を実施した場合で必要と認めるときは、パーキング・メーター等の増設、移設又は廃止の要否、保守体制の強化等について検討するとともに、道路管理者に対し、道路構造等の改善を要

請すること。

3 管理運用資料の整理、保存

前記2により講じた措置を明らかにするため、当該資料を整理し、及び保存すること。

一部改正〔平成20年第43号・第922号〕

第4 連携の確保

- 1 管轄署長及び交通規制課長は、パーキング・メーター等の適正な管理及び運用を図るため、受託者及び管理員との連携を密にすること。
- 2 管轄署長及び交通規制課長は、パーキング・メーター等の新設、増設、移設又は廃止の検討に当たっては、関係機関等と十分連絡し、及び協議すること。

一部改正〔平成12年第48号、20年第43号〕

実施日

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日（平成3年3月29日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成3年4月1日から実施する。

実施日（平成5年12月20日埼例規第71号・総）

この例規通達は、平成6年1月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成19年9月19日交企第722号）

この通達は、平成19年9月19日から実施する。

実施日（平成20年1月23日駐対第43号）

この通達は、平成20年1月23日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

交 第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

パーキング・メーター等休止申請書

休 止 数	パーキング・メーター 基 第 号	パーキング・チケット 発給設備 基 第 号	抹消表示数 個
期 間	年 月 日から 年 月 日までの間		
申 請 理 由			
略 図			
道路工事責任者	住 所		
	氏 名		電 話

交 第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

パーキング・メーター等設置状況検討表

設置基数	パーキング・メーター		基
	パーキング・チケット発給設備		基
移設又は 廃止の必 要基数	パーキング・メーター 基 第 号 パーキング・チケット発給設備 基 第 号	道路標識 (示)	本 (個)
理 由			
参考意見			